

## 広報 臨時号



2022年3月

令和4年

発行人  
区長 長井 通好編集  
野村町区費検討委員会事務局  
TEL.0795-23-4639

# 野村町の区費が 変わります



## 野村町の区費見直しについて

区長 長井 通好

この度、以前の広報で述べていていた区費の見直しを行いました。

野村町の区費は、平成十三年に見直しが行われ、その後二十年余り改変されることなくその徴収が行われてきました。その徴収の基準は各個人の家屋、土地などの大きさやその家族構成などにより十六等級余りに細分化されており、特に不動産に関する部分の金額査定については個人の主觀による部分が大きくその決定にあたって不平等と思われる部分もみられ、これまで度々苦情が発生していました。また区費を徴収する際も多額の小銭が発生し、その金銭管理が徴収実務を行う班長さんの大きな苦痛となっていました。

前改正より二十年余りの時間が過ぎ、その徴収基準は現在の状況にそぐわなくなっています。そのため現状にあつた区費とするべく昨年の七月に区費検討委員会が立ち上げられ、町役員、各区より町内活動経験者等、三十二名の参加をいただきその検討を行つてきました。その結果、広報臨時号に掲載されている内容で区費改訂が決定しましたのでここに報告させて頂きます。その決定の中で住民の方の負担を極力減らすことを最重要視して区費の検討を行いましたが負担の増える世帯も発生します。申し訳ありませんがこれら先の利便性、有益性などを考慮し、なにとぞご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。また今後、区費は定期的に見直して野村町の状況にそぐうようにしていきたいと思います。

# 野村町区費の改訂について

## 野村町「区費」全面改訂についてのお知らせ

野村町は近年、西脇市内で唯一人口・世帯数が増加傾向にあり、  
地域内に小・中・高校や図書館、公共施設、商店が充実する活気に満ちた環境にあります。  
古くからの住民と新しい世帯が共存する野村町は未来へ向けて大きな可能性を秘めています。

さて、そんなわたしたちの野村町の住み良い環境を維持し向上させてゆくためには  
市の行政だけでなく、住民参加・この地域に住み暮らす皆さんの力を合わせての自治活動が欠かせません。

現行の「区費」は2001年（平成13年）に施行されたもので、すでに20年以上が経過し、  
現在の住民構成や野村町運営の実情に鑑みて徴収方法なども含めての  
再検討が望ましいとの声が高まっていました。

そこで昨年8月より、  
歴代区長経験者などを中心に区長諮問委員会「区費検討委員会」を設置し、  
データも参考に改訂について様々な観点から検討を重ねてきました。  
ここで決定事項についてお知らせします。



## 現行の区費の考え方

区費の徴収額は、資産の状況や収入額によって分かれています。

- ◎土地、建物の面積の大小によるランク付け
- ◎母子父子家庭、収入者の人数、年金生活世帯など家庭状況によるランク付け  
以上を算定基準として2,600円～15,600円の間で16段階に区別されています。

## 改訂主旨

野村町における自治会活動を行うための会費であり、住民が平等に負担し平等に受益されるべきお金であるという原点に立ち返るということを目的としました。

## 改訂内容

1. 「区費」の名称を「野村町自治会費」と改める
2. 野村町自治会費は半期1世帯あたり一律5,000円とする

### 名称変更の理由

現在、野村町が「区費」、各区1~7区が「町内会費」を徴収していますが、呼び名が逆である点を修正。  
 「区費」という呼称は強制徴収されているイメージがあることから、  
 自治会活動の会費であるという主旨を踏まえ「野村町自治会費」としています。

### 1世帯あたり一律5,000円徴収の例外事項について

但し、特例として下表に該当する世帯は定める。

世帯区分		自治会費(円)
 70歳以上の単身者	70歳未満の方と同居	 5,000
	70歳以上の家族と同居	 3,000
	未就学児、未就労者および身体的事情のある方と同居	 3,000
	一人住まい	 3,000
 夫婦どちらかが70歳以上	夫婦以外で70歳未満の方と同居	 5,000
	70歳以上の家族と同居	 3,000
	未就学児、未就労者および身体的事情のある方と同居	 3,000
	夫婦のみの世帯	 3,000
隣保内で会費や行事も免除されている要支援者		免除

### 年齢の算定時期

12月31日現在で70歳にならされている方

(令和4年であれば「昭和26年生まれ」の方が70歳とします。)

毎年、隣保初総会などで皆さんで確認し共有します。

### 徴収時期(変更なし)

年2回(上期:8月頃 下期:12月頃)

### 実施時期

令和4年上期徴収分から

※住居と事務所や店舗、事務所が併設されている世帯、  
 野村町住民の方が所有されている事務所は別途、個別にご案内します。

この度の改定により、従来の徴収額に比べて世帯により金額負担の増減が生じますが、  
 ご理解の上ご協力をよろしくお願いします。

## 区費 検討委員会メンバー表

町	長井 孝章	顧問	
	萬浪 三郎	顧問	
	長井 通好	区長	
	藤原 和義	副区長	
	藤原 敏伸	副区長	
	元井 孝	会計	事務局
	福井 裕昭	事務局長	
	尾崎 吉重	参事	
	高瀬 政弘	参事	書記
	前原 義継	参事	
	藤井 啓介	参事（農会長）	
1区	横山 宗男	町内会長	
	中村 武史	町会計監査	
	藤原 成児	町内会副会長	
	村岡 栄紀	町まちづくり計画 2020 策定メンバー	
2区	小西池 文夫	町内会長	
	藤原 慶久	町会計監査	
	藤原 久司	前町内会長	
3区	石野 博泰	町内会長	
	坂部 武美	町まちづくり計画 2020 策定メンバー	
4区	竹内 進	元町内会長	
	畠田 雅義	元町内会長・元町副区長	
	山尾 敏朗	町内会長	
5区	藤原 利成	元町内会長	
	比留田 健利	元町内会長・元町参事	
	坂本 伸之	町内会長	
	浅田 康子	町まちづくり計画 2020 策定メンバー	
6区	高瀬 薫	前町内会副会長	
	明石 徳男	元町内会長	
	田井 博史	町内会副会長	
7区	粟飯原 正明	町内会長	

## 検討会を終えて

区費については何年も前から住民の方々から見直し要望があり総会における野村町事業計画の重点取り組み事項としても取り上げてきましたが住民間での平等性、町財政への影響など課題が多く具体的な検討が進んでいませんでした。

この度、従来の区費は格差があつて普通といつた意味合いを変え、私たちの安心安全なまちづくり活動に充てる自治活動費であるという考え方から「平等に負担し平等に利益を受ける」ことを基に今回、名称は「区費」を「野村町自治会費」に変更し、会費の全面改訂に至りました。

野村町で取り組んでいる自治活動は

・防犯灯、カーブミラーの設置など安全なまちづくり

・クリーン作戦、花いっぱい運動などきれいなまちづくり

・秋祭り、運動会、文化祭、各種団体への助成

など住民交流のまちづくり

・市など行政への要望などの窓口等々

であります。

金額は全世帯一律にすべきという意見と高齢者や要支援者には減額している現状を考慮すべきとの意見があり多くの議論が交わされました。その結果、今回の見直しにより町財源として約200万円の減収となり、安くなる世帯、高くなる世帯が生じますが5年先、10年先を見据え継続的なしきみにするべく今回の改訂内容となりました。

住民の方のご理解とご協力をよろしくお願ひします。

今回の改訂にあたりご尽力をいただいた検討委員会の方には厚くお礼を申し上げます。

今回の改訂は重要なお知らせですので3月中旬に再度「改訂のお知らせ」を各戸に配布します。